

実施方針への質問に対する回答

No	資料名等	該当箇所								項目等	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)			
1	実施方針	2	I	1	(4)					本事業の基本理念	地産地消の推進とありますが、主な食品名やセンターへの納品時間、納品量等をご教示願います。	納品時間及び納品量は、通常納品する場合と同様です。なお、納入野菜は、玉葱及び大根等を使用しています。
2	実施方針	2	I	1	(4)					本事業の基本理念	地産地消の推進による、地元食材の活用を図ることとありますが、現在使われている地元食材はありますか。	回答No. 1 をご参照ください
3	実施方針	2	I	1	(5)	④	ア			設計・建設業務	業務範囲の(オ)調理設備調達業務、(カ)調理備品調達業務、(キ)食器・食缶調達業務、は設計・建設業務の範囲内の業務ですが、従来方式で市町村自治体様から直接発注の際は物品契約が一般的です。SPCから上記業務のみを構成員企業として受託する調理設備調達企業とSPCとの契約も物品契約としてもよいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、物品契約とすることを妨げるものではありません。
4	実施方針	3	I	1	(5)	④	ア			事業の範囲	調理設備、調理備品、食器・食缶、事務備品、運営備品など、定義が不明であり、業務の項目・内容も、実施方針と要求水準書間で異なる記載となっております。定義・内容の整理をお願いします。	要求水準書において、用語の定義を追加し、各資料間の齟齬を修正します。本質疑回答と併せて別途公表する実施方針及び要求水準書(案)の修正版をご参照ください。
5	実施方針	2	I	1	(5)	④	ア ウ エ	(カ) (エ) (カ)		設計・建設業務 維持管理業務 運営業務	設計・建設業務の調理備品調達業務と、運営業務の運営備品調達業務範囲(区分)をご教授下さい。また、維持管理業務の補充業務調理備品の種類・区分についてもご教授下さい。	調理設備等保守管理業務に記載のある、「調理備品の修繕・補充業務、食器・食缶等の修繕・補充業務、事務備品の修繕・補充業務を含む。」を削除し、運営備品調達業務に含むものとします。
6	実施方針	3	I	1	(5)	④	ウ	(キ)		長期修繕計画作成業務	長期修繕計画の作成業務とありますが、大規模改修は事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。大規模修繕が発生しないよう維持管理をお願いするものです。なお、長期修繕計画の具体的な内容について追記しましたのでご確認ください。
7	実施方針	3	I	1	(5)	④	ウ	(エ)		維持管理業務	調理設備保守管理業務の項に、事務備品の修繕・補充業務を含むとございますが、本来事務備品保守管理業務として個別の業務と書かれる内容かと思われしますので、調理設備保守管理業務に含まれるのは間違いとの理解でよろしいでしょうか？	回答No. 5をご参照ください。
8	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(ク) (コ)		事業の範囲	業務範囲について、要求水準書の項目と異なる箇所があります(衛生管理業務、災害時の地域貢献業務など)。項目の統一をお願いします。	回答No. 4をご参照ください。
9	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(コ)		災害時の地域貢献	運営業務のなかに「災害時の地域貢献」とありますが、どのような内容を想定されていますか。	炊き出しの実施や避難場所への集積食材の配送等、事業者の提案によるものとします。

10	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(コ)	事業の範囲	「災害時の地域貢献」について、貴市が想定する項目、レベルについて、ご教示ください。（炊き出しの有無等）	回答No.9をご参照ください。
11	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	イ		事業者の収入	提供食数の変動を反映したサービス購入料の設定（固定費、変動費に分けるなど）は想定されていますでしょうか。	想定しています。
12	実施方針	4	I	1	(5)	⑧			設計・建設期間	設計等の事前協議期間を確保するため、落札者決定後、事業契約前に事業者リスクにおいて事前協議を開始することは可能でしょうか。	事前協議は不可とします。
13	実施方針	6	II	1		③			土地の所有	市有地（一部民有地を借地する。）とありますが、建設用地の確保は、市がリスク負担するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
14	実施方針	6	II	1		⑦			その他	敷地は、学校給食センター事業用地を含めた複数の敷地に区画されるとありますが、敷地範囲の図をご提示ください。また、周辺区画にはどのような施設が導入される想定か、ご教示ください。また、土地所有について、「一部民有地を借用」とありますが、事業者としては特段土地取得のための対応は不要であり、無償で土地を提供いただけるとの理解で良いですか。	前段について、本質疑回答と併せて公表します。 中段について、前段で公表する資料をご参照ください。 後段について、質問No.13をご参照ください。
15	実施方針	6	II	2	(1)				供給能力	配送校数は供給開始時点で小学校12校とありますが、供用開始後の変更は想定されていますでしょうか。	現時点での具体的な想定はありません。
16	実施方針	6	II	2	(2)	①	ア		献立方式	2献立制とありますが、献立を2つ運営するとの認識でよろしいでしょうか、または部分的な2献立制と考えたほうがよろしいでしょうか。	品目が部分的に重複するような2献立ではなく、まったく異なる献立を2つ運営するものとお考えください。 なお、効率的な施設利用の観点から、焼物及び揚げ物については、それぞれを2献立のどちらかに割り当てる方針とすることを想定しています。
17	実施方針	6	II	2	(5)				配送方式等	配送方式は、食器食缶分離配送方式を基本とするとありますが、その理由をご教示ください。なお、要求水準書（案）ではその記載がありません。	効率的な配送を目的としたものですが、より効率的な方法があれば、食器食缶分離配送方式に限られるものではありません。
18	実施方針	7	II	2	(6)				施設機能 主要所室内区分	一般エリアの共用部分の中で、研修室・調理体験室・栄養相談室・試食室の区分が明記されていますが、すべて区分した室が必要でしょうか。複数の室を同室とした考えは可能でしょうか。 例えば：調理体験室と試食室を同室 (要求水準案20ページの水準内容をクリアしていれば)	ご理解のとおり、必ずしも区分する必要はありませんが、稼働式間仕切り等で必要に応じて区画できる計画として下さい。
19	実施方針	7	II	2	(7)				施設機能（表）	事業者専用部分に電気室・ボイラー室とありますが、必ず部屋として設けなければなりませんでしょうか。	電気設備等は室内に設置することが望ましいですが、外部に設置することも可とします。

20	実施方針	8	Ⅲ	3					募集及び選定スケジュール	貴市にとってもより望ましい提案が可能となるよう、入札説明書等に関する質問は複数回受付けて頂けますでしょうか。	質問回答は1回の実施を想定しています。
21	実施方針	11	Ⅲ	5	(1)				入札参加者の構成と定義	構成員の定義として、「業務の一部をSPCから直接受託・請負する」必要はないとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	11	Ⅲ	5	(1)				入札参加者の構成と定義	「なお、構成員以外の者が出資者になることは可能」とありますが、入札参加者以外の第三者が出資者になることが可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	11	Ⅲ	5	(1)				入札参加者の構成と定義	特定業務を行わない企業（FA企業等）が、構成員又は協力企業として参加することは可能との理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	11	Ⅲ	5	(4)				複数応募の禁止	「設計業務・工事監理業務・建設工事・給食調理業務（以下「特定業務等」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、上記以外の企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業に重複してなれるということでしょうか。	協力企業に限り重複参加できるものとし、実施方針修正版において「入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能」との記載を追記します。
25	実施方針	11	Ⅲ	5	(4)				複数応募の禁止	配送・回収業務にて入札参加者とする場合、協力企業で参加するのは複数募集の禁止となりますか？	回答No. 24をご参照ください。
26	実施方針	12	Ⅲ	6	(1)	⑤			共通の参加資格要件	「公告日」とあるのは入札公告日との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	12	Ⅲ	6	(2)				個別の参加資格要件	構成員及び協力企業として参加を希望していますが、設備企業に対する該当項目が見当たりません。構成員及び協力企業として参加は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	12	Ⅲ	6	(2)				入札参加者の備えるべき参加資格要件	業務範囲の（オ）調理設備調達業務、（カ）調理備品調達業務、（キ）食器・食缶調達業務のみを構成員企業として受託する調理設備調達企業は、共通の参加資格要件以外に求められる個別の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか？	回答No. 27をご参照ください。
29	実施方針	13	Ⅲ	6	(2)	③			建設工事を行う者	ア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当しとありますが、ア及びイの誤りでしょうか。また、エ及びオとあるのはウ及びエの誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。本質疑回答と併せて公表する実施方針修正版をご参照ください。
30	実施方針	13	Ⅲ	6	(2)	③			建設工事を行う者	エ及びオの要件とありますが、エまでしかありませんので間違いではないでしょうか。関連して、ア、イ、及びウの要件、エ及びオの要件となっている文章に変更はありますか。	回答No. 29をご参照ください。
31	実施方針	13	Ⅲ	6	(2)	③			建設工事を行う者	JVを組成して建設工事を行う場合でも、JVを組成するすべての企業が、ア、イ及びウの要件をすべて満たす必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。回答No. 29も併せてご参照ください。

32	実施方針	13	Ⅲ	6	(2)	③				建設工事を行う者	設備等の専門工事企業が構成員又は協力企業となる場合でも建設工事を行う者として申請し、ア、イ及びウの要件をすべて満たす必要があるのでしょうか。あるいはその他企業といった形で、当該用件が無くとも参画可能でしょうか。	回答No. 29をご参照ください。
33	実施方針	14	Ⅲ	6	(3)	①				参加資格要件の喪失	入札参加資格審査書類に明示が義務付けられている者とは、構成員及び協力企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	14	Ⅲ	7		①				SPCの設立等	「SPCは生駒市内に設立するものとする」とありますが、SPCの所在地を本施設内とすることは可能でしょうか。	事業期間内に限って事業者事務室をSPC所在地としても可能とすることを想定しています。 なお、SPCは事業期間終了後1年間は解散しないこととする旨を規定することを想定しています。この場合、事業期間終了後は、別の所在地に移転登記して頂く可能性があります。SPCの存続期間については、入札公告時に提示する事業契約書（案）をご参照ください。
35	実施方針	14	Ⅲ	7		③				SPCの設立等	譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない対象は、SPCの株式という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	16	Ⅳ	2	(4)					モニタリング結果に対する措置	「市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。」とありますが、設計・建設業務についてもモニタリングの上、場合によっては減額されることがあるということでしょうか。	施設整備についても、サービス対価の減額等の措置の対象になることを想定しています。
37	実施方針	18	Ⅵ	2	(3)	②				当事者の責めに帰すことが出来ない事由の場合	「一定の期間内に協議が調わないときは」とありますが、一定期間とは60日間等の具体的な日数となるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。一定期間とは、「不可抗力が発生した日から90日以内」とすることを想定しています。事業の継続が困難となった場合における措置については、入札公告時に示す事業契約書（案）をご参照ください。
38	実施方針	19	Ⅶ	1	(1)					法制上及び税制上の措置	必要な土地は…これを無償で使用させる、とありますが、運営・維持管理期間中に自動販売機などの他業務（商業行為）で土地・建物内の一部を使用することは可能でしょうか。	自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を行うことは不可とします。ただし、自動販売機等の簡易なものは協議の上、設置の可否を検討します。
39	実施方針 【別紙】									不可抗力リスク (No. 17, 18)	「一定の金額まで」の基準をご教示ください。	一定の額について、本施設整備費、開業準備費の元本額及び維持管理・運営費の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については生駒市が負担することを想定しています。

40	実施方針【別紙】								不可抗力リスク (No. 17, 18)	不可抗力に起因する・・・一定の金額までとありますが、一定の金額の定義をお示しください。	回答No. 39をご参照ください。
41	実施方針【別紙】								物価変動リスク (No. 21, 22)	「一定の範囲」の基準をご教示ください。	一定の範囲とは、サービス対価別に異なります。例えば施設整備費の割賦支払分の場合については、本施設の着工日の属する月の指標値と比較し、「1.5%以上の物価変動がある場合」を想定しています。
42	実施方針【別紙】								物価変動リスク (No. 21, 22)	物価変動リスクの項目が、市及び事業者双方に「●」となっていますが、どのような意図でしょうか。	物価変動に伴うサービス対価の変更について、あらかじめ契約で定める基準を超えて物価変動があった場合に、1年ごとに変更を行う手続きであり、官民双方がリスクを負担することを想定しています。回答No. 41も併せてご参照ください。
43	実施方針【別紙】								用地リスク (No.36, 37)	土壌汚染調査資料や地中障害に関する調査資料は入札公告時に公表されると考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染調査及び地中障害に関する調査資料を公表する予定はありませんが、ボーリング柱状図のみ公表予定です。
44	実施方針【別紙】								施設瑕疵リスク (No. 51)	「事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。」とありますが、帰責性がある場合とは、事業者の故意或いは既知の瑕疵を指すとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の故意でない場合や瑕疵について既知でない場合にも、事業者に帰責性がある場合（設計・工事内容等に問題があった場合を想定していますがこれに限られません。）が存在するとご理解ください。
45	実施方針【別紙】								給食数増減リスク (需要変動リスク) (No. 59～61)	「…給食数の減少による運營業務自体の収益の増減」とありますが、運營業務のサービス購入料は変動料金制を前提とされているといことでしょうか。	回答No. 11をご参照ください。
46	実施方針【別紙】								給食数増減リスク (No. 60)	備考※4に「一定以上の給食数が増減する場合は、」とありますが、一定以上とは、具体的にどの程度の範囲かご教示ください	一定以上とは、「予定給食数と実施給食数の差のプラス・マイナス200食以内」を想定しています。給食数増減リスクについては、入札公告時に示す事業契約書（案）をご参照ください。
47	実施方針【別紙】								運搬費用増大リスク (No. 73)	本項における「計画変更」とは、具体的にどのような事象を想定されておりますでしょうか。	配送計画（配送対象校の組換え等）の組換えが必要になる場合等を想定しています。
48	実施方針【別紙】								残渣処理リスク (No. 75～77)	「給食センターから処理施設までの搬送」が市負担とのことですが、「処理費」も市負担とのことでは宜しいですか。	ご理解のとおりです。